ふじおか出前講座実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、市民の市政への参加を推進し、市政の進展に寄与するため、藤岡市が実施するふじおか出前講座(以下「出前講座」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において「出前講座」とは、市民等の団体が主催する学習の場に市職員を講師 として派遣し、講座を実施することをいう。

(利用者)

第3条 出前講座の利用者は、市内に在住、在勤又は在学する概ね10人以上で構成される団体等とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(内容)

第4条 出前講座の内容は、別表のとおりとする。

(実施時間等)

第5条 出前講座の実施時間は、月曜日から金曜日(休日を除く。)の午前9時から午後9時までの間とし、1講座あたりの所要時間は2時間を限度とする。

(講師)

第6条 出前講座の講師は、当該出前講座の担当課(以下「担当課」という。)の長が決定する ものとする。

(会場)

第7条 出前講座の会場は、原則として市内とし、会場の確保及び講座についての準備は、講座 の利用者が責任をもって行うものとする。

(申込み等)

第8条 利用団体の代表者は、原則として利用予定日の2週間前までに市長に申し込み、担当課 はふじおか出前講座受付書(様式 第1号)により受付をする。

(決定)

- 第9条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、利用の可否を決定し、ふじおか出 前講座決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による決定をする場合において、必要と認めたときは、条件を付すこと ができる。

(利用の制限)

- 第10条 市長は、利用団体が主催する学習の場が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 出前講座を実施しない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
 - (2) 特定の政治活動や、宗教活動につながるおそれがあるとき。

(3) 営利を目的とすることに利用されるおそれがあるとき。

(報告書の提出)

第11条 担当課の長は、原則として出前講座が終了した日から7日以内に、ふじおか出前講座実施報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(庶務)

- 第12条 出前講座運営については、教育委員会生涯学習担当課において取りまとめ、処理する。 (委任)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。